

## 戸籍制度に関する研究会第2回 議事要旨

1. 日 時 平成26年12月3日（水）午前10時00分から12時00分まで
2. 場 所 法務省訟務部門会議室
3. 出席者 窪田座長，阿部委員，磯谷委員，大橋委員，川西委員，木村（三）委員，篠原委員，高橋（和）委員，高橋（昌）委員

### 4. 議事概要

法務省から，配付資料に関する説明がされた。

引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

#### 【資料2 1～3について】

- 番号制度の導入の話は，現場にどのような問題があって，それをどう解決するかという点を意識していかないと，現場のニーズを満たさないのではないか。
- 番号制度の通信回線は，汎用的なものか。
  - ・ クローズな環境であるL GWANを用いて情報提供ネットワークシステムなどと接続するので，汎用の通信回線は利用しない。
- 番号制度の活用範囲は，裁判所に戸籍謄本等を提出するような場合も対象になる可能性はあるか。
  - ・ 現在の番号制度では，個人番号を利用できる事務を行政事務に限っており，裁判事務は対象となっていない。
- 資料2の3頁4行目以下にワンストップサービスとあるが，本人が自宅のパソコンを通じて申請行為もできるようにする予定があるのか。
  - ・ これについて，政府ではマイガバメントと呼んでいる。ライフイベントにおける民間の届出，例えば，口座の閉鎖や生命保険の手続きについて連携ができれば，ワンストップサービスとなり，このようなことも視野に入れて検討を進めている。
- 口座を閉鎖する場合には，民間の金融機関に情報が伝わる必要があるが，現在の番号制度上，それを予定しているのか。
  - ・ マイポータルにログインするときは番号を使わず，番号カードに登載される公的個人認証を利用する。マイ・ポータルは，ポータルサイトのようなイメージであり，あるところは政府のネットワークとつながるし，あるところは民間のインターネットとつながってもいい。本人がオプトイン的に自分の情報を流すことはできるが，自動的に流れるのではない。このような形で，うまく政府と民間が連携できるのではないかと考えている。
- 住民票がない者にも付番されるのか。付番された後，住民票が削除された場合，マイナンバーはどうなるのか。
  - ・ 住民票がある者に付番される。海外にいる者は，日本に初めて入って来たときに付番される。付番されれば，住民票が転出や職権で削除されてもマイナンバーはなくなる。日本に生活の本拠がある者は，基本的に住所があるはずであり，住民票を作れるということが前提にある。

居所不明児問題については，関係省庁の連携によって，なんとか住民票に記載しようと考えている。DVにより逃げている方は，住民票を移している場合もあるが，住民票はあるので付番は可能。

住民票を作らないと様々な行政サービスが受けられないが，住民票に登録されてい

なくても、生存に関わるようなサービスは受けられるように対応してきている。その点は、マイナンバーが導入されても変わらない。

- 将来的に犯歴の情報が、マイナンバーの対象となる可能性はあるのか。
  - ・ 犯歴情報が戸籍やマイナンバーと結びつくといった話は、聞いていない。
  - ・ 法律上、社会保障、税及び防災の分野をマイナンバー制度の利用範囲と定めている。戸籍の話が出てきたのは、社会保障に係る給付を適正にするために家族関係を把握する必要があることが背景にある。犯歴の情報については、そのような要請がない。

**【資料2 4(1)について】**

- 番号制度については、個人情報を一元管理するわけではなく、いろいろな行政機関で分散して情報を持つことにより、安全性を担保しているとの説明がされている。
  - 一方、戸籍については、前回の議論では、各市町村で持っている戸籍情報を集約して利用することも想定しているようだが、分散して管理しているから安全だと説明されている点との関係はどうなるのか。
    - ・ 番号制度の説明としては、政府が全ての情報を管理するわけではなく、各機関毎に分散管理するとの説明がされている。戸籍情報についての一元化の話は、戸籍の分野に限って一元化するかどうかという話なので、必ずしも矛盾するものではない。
- 最高裁判決では、個人情報の保護措置について、住基ネットレベルの水準があればOKとなっている。マイナンバー制度の保護措置は、既存の住基ネットと比べてどうなのか。
  - ・ マイナンバー制度の保護措置は、独立性の強い第三者機関である三条委員会が、システムのなところも監視するという強力な措置となっている。また、同委員会による個人情報保護評価については、従来はなかった新しい仕組みであり、多岐にわたる情報を連携するというマイナンバーの特性を踏まえた措置を、制度上もシステム上も手当している。
- マイナンバー制度では、民間委託に伴う安全水準の低下の懸念はないのか。
  - ・ 民間委託をする場合は、一番上位の発注者まで許可を得なければならないことになっており、かなり厳格な制度となっている。また、番号を取り扱うことについては、情報保護のためのガイドラインが示されており、当然、受託者にも同じ水準が求められる。
  - ・ 戸籍事務がマイナンバーに対応するとすると、戸籍法による保護措置と、番号法による保護措置とが重複して適用されることとなり、むしろ保護は手厚くなると思われる。
- 住基ネットの最高裁判決では、住基ネットの情報は秘匿性が比較的低いと述べられている。戸籍は秘匿性の高い情報であり、戸籍法による措置が重複して適用されとしても、連携先の行政機関が入手した情報について同じ水準が担保できるのか。
  - ・ 現状でも、公用請求により取得された戸籍謄本等について、取得した行政機関での秘密の保持という点では同じ問題状況にある。
- 戸籍事務がマイナンバーに対応する場合は、戸籍の公開制度との関係も議論が必要ではないか。
  - ・ 番号法による情報提供については、戸籍法上の公用請求の一種というような形での位置づけが考えられるが、実際は、公用請求とは別の制度として盛り込まれると思われるので、公用請求自体はそのまま併存するのではないか。

- 番号法では、機関を越えて情報提供を求める場合は番号法の別表に掲げる必要があり、情報を出したくない場合は、別表に掲載するかどうか、個別に判断することが可能である。

また、マイ・ポータルを活用した自己情報の開示に対応するかは、行政手続ごとに個別に判断してもらうことを考えている。

#### 【資料2 4(2)について】

- 戸籍のコンピュータ化について市区町村長には努力義務が課せられているに過ぎないとされているが、現在ではコンピュータ化率が99.3%に達する見込みなのだから、コンピュータ化するメリットや公益性があるのなら、コンピュータ化を義務化してはどうか。国の都合で義務化するなら、国が費用負担してもよいのではないか。
- 誤字に関し、氏名の文字は個人のアイデンティティを表すものであり、勝手に変えられることには抵抗がある方もいる。また、文字の表記から自己のルーツをたどれるのではないかという方もおり、これらの点は尊重すべきである。

検索のために正字を登録し、証明書には、従来、使用されていた字体で表記するのはいいアイデアである。

- 改製不適合戸籍は、ある地方自治体の場合、おおむね30万戸籍に対し58戸籍、また別の地方自治体の場合、おおむね10万戸籍に対し31戸籍あるとのことだが、この数字は、少ないとも評価できるが、無視することもできない数だ。

#### 【資料2 4(3)について】

- コンピュータ化後の戸籍についてのみ紐付けをずらしたとした場合、補足資料3のA子がコンピュータ化前（コンピュータ改製前）の④戸籍に在籍しているときに子が出生し、その子が養子縁組により当該戸籍から除籍されると、その子はコンピュータ化後の戸籍には移記されない。そうすると、A子の相続が開始した時に、A子の相続人を追えないことになる。

このように、相続の場合、結局、全部の戸籍等の謄本を取得しないといけなくなるという点を、紐付けの範囲との関係で検討すべき。

他方、パスポート申請の場合だと現在の戸籍だけ紐付けすれば足りることになる。

- マイナンバー制度では、他省庁が管理する情報を取りに行く仕組みはどのようになっているのか。
  - ・ データを中間サーバに置き、サーバを介して回答する仕組みである。中間サーバは、それぞれの省庁が持っている。
- 資料2の5頁にあるQ&A1-11で個人番号を使わずに照会・回答する場合、マイ・ポータルには情報提供等の記録はされるのか。
  - ・ マイナンバー法の外の世界なので、マイ・ポータルでは確認はとれない。
- 戸籍の附票の扱いはどうなるのか。
  - ・ マイナンバーにより戸籍と住民基本台帳が紐付けされれば、附票はいらなくなるという議論はあるかもしれないが、住所の履歴をたどるために使われることもあり、今後の検討課題である。

以上